

人材開発支援助成金のご案内

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金 人への投資促進コース のご案内（詳細版）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、「人への投資」を加速化するため、令和4年～8年度の期間限定助成として、国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。次の**5つの訓練**を用意しています。

1. デジタル人材・高度人材の育成

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材[※]の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成
※ ITSS（ITスキル標準）レベル4・3となる訓練または大学への入学（情報工学・情報科学）等

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練[※]を実施する事業主に対する助成
※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の資金助成の人数制限の撤廃等）

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

人材育成支援コース	-
教育訓練休暇等付与コース	-
建設労働者認定訓練コース	-
建設労働者技能実習コース	-
障害者職業能力開発コース	-
人への投資促進コース	●
事業展開等リスキリング支援コース	-

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング支援コース) のご案内 (詳細版)

概要

- ▶人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）は、令和4年～8年度の期間限定の助成金として創設しました。本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。
- ▶当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

人材育成支援コース	—
教育訓練休暇等付与コース	—
建設労働者認定訓練コース	—
建設労働者技能実習コース	—
障害者職業能力開発コース	—
人への投資促進コース	—
事業展開等リスクリング支援コース	●



詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索

DX推進や**成長分野**などでのイノベーションを推進する**高度人材**を育成するための高率助成を新設しました。

= 趣旨 =

Society5.0の実現に向けた経済・社会の構造改革が進展している中で、IT等のデジタル技術を活用した課題解決・業務効率化やほかの業務領域との協力・連携を行える人材が不足しており、そうした人材の育成を推進していく必要があります。

このため、主たる事業を情報通信業としている事業主やデジタルトランスフォーメーション（DX）を進める事業会社が、労働者に対して、高度情報通信技術資格の取得等を目指す高度なIT分野に係る訓練等を実施させた場合に助成を行うものです。

1 支給要件

事業主の要件

高度デジタル人材訓練の要件

次のいずれかに該当する事業主であること。

1. 主たる事業が日本標準産業分類の大分類の「情報通信業」であること
2. 上記1. 以外の事業主の場合は、以下①～④のいずれかを満たす事業主であること
 - ① 産業競争力強化法に基づく事業適応計画（情報技術事業適応）の認定を受けていること
 - ② DX認定（IPA ※）を受けていること
 - ③ DX推進指標を用いて、経営幹部、事業部門、IT部門などの関係する者で自己診断を行い、IPA※にこの指標を提出するとともに、この自己診断を踏まえた「事業内職業能力開発計画」を作成していること
 - ④ 企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて「事業内職業能力開発計画」等の計画を策定していること

1 支給要件

訓練の要件

- 実訓練時間数が10時間以上であること
- OFF-JTであること
- 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練（職務関連訓練）であること

1 支給要件

訓練の要件

高度デジタル人材訓練の要件

- 次のいずれかの訓練であること
 - ① 以下のいずれかに該当するもの（i は当該課程の直後に実施される資格・試験を対象労働者が受験した場合に限る）
 - i 高度情報通信技術資格（ITスキル標準（ITSS）レベル4または3）の取得を目標とする課程
 - ii 第四次産業革命スキル習得講座
 - iii マナビDXの掲載講座のうち、講座レベルが、「ITスキル標準（ITSS）」、「ITSS+」又は「DX推進スキル標準」のレベル4または3に区分される講座
 - ② 大学への入学（情報科学・情報工学およびそれに関連する分野）

1 支給要件

訓練の要件

成長分野等人材訓練の要件

大学院（海外の大学院を含む）の正規課程、科目等履修制度、履修証明プログラム

※ 修士・博士課程問わず対象となります。

※ 国内大学院の場合は分野を問いません。海外の大学院の場合は、

- ① デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革に関連する分野（情報科学・情報工学
およびそれに関連する分野）
- ② クリーンエネルギー、バイオ、宇宙等の先端技術やイノベーションに関わる分野
（理工学）
- ③ 経営に関する分野であって人材開発統括官が定めるもののいずれかに関連するもので
あることが必要です。

IT分野未経験者に対するOFF-JTとOJTの組み合わせ型の訓練への助成金を新設しました。

高度デジタル人材訓練による高度デジタル人材の育成に合わせて、主たる事業を情報通信業としている事業主や、デジタルトランスフォーメーション（DX）を進める事業会社に就職したIT分野未経験者等に対する人材育成を図るとことも必要となることから、IT分野未経験者等に対するIT分野に係る訓練等の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主に対して助成を行います。

人材開発支援助成金

「事業展開等リスクリング支援コース」とは？

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

1 支給要件

訓練対象者

申請事業主における雇用保険被保険者

基本要件

- ① OFF-JTにより実施される訓練であること
- ② 実訓練実施時間数が10時間以上であること
- ③ 以下のいずれかに当てはまる訓練であること
 - i 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
 - ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合にこれに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：iの「事業展開」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの または、6か月以内に実施したもの**である必要があります。

2 「事業展開」とは

新たな製品を製造し、又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業※¹や業種※²を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例) ・ 医療系システムの開発を行っていた事業主が、「農業支援システム」の開発をおこなうため、エンジニアを農業システム関係の学校に通わせる
- ・ 飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる
 - ・ カーナビ画面のフィルム製造をしている企業が、新しくゲーム機専用のフィルムを開発するため、専門的な講師を招いて開発ノウハウを習得させる等

※単にデジタル機器を使用して文章・数値の入力や、書式・レイアウトの変更程度の初歩的な操作を行う内容のみの訓練は対象になりません。

3 「デジタル・トランスフォーメーション (DX)」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

例) ・ 営業部門において、ITツールを活用したWEB集客のノウハウの習得させるための講座を受講させる ・ 建設現場において、3次元設計などのICT技術の習得させるための講座を受講させる 等

4 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO₂等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

- 例)
- ・ 農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO₂削減を実施するためドローンスクールに通わせる。
 - ・ 風力発電機や太陽光パネルなどの環境に配慮した電力供給システムを構築するためエンジニア育成講座を受講させる

人材開発支援助成金

助成額・助成率 ()内は中小企業以外の助成

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外					
			通常分			訓練終了後に賃金を増額した場合※1		
			OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練		正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化:70%	760(380)円 /時・人	-	正規雇用:60(45)% 非正規雇用:75% 正社員化:100%	960(480)円 /時・人	-
	認定実習併用職業訓練※2 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		45(30)%		20(11)万円 /人	60(45)%		25(14)万円 /人
	有期実習型訓練※3 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60% 正社員化:70%		10(9)万円 /人	75% 正社員化:100%		13(12)万円 /人
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※5	-※5	-※5
		成長分野	75%	960円 /時・人※4	-	-※5	-※5	-※5
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円 /人	75(60)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円 /人
	定額制訓練		60(45)%	-	-	75(60)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-	60%	-	-
事業展開等リスティング支援コース			75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※5	-※5	-※5



職場における学び・学び直し促進ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11801000/000957888.pdf>



職場における学び・学び直し促進ガイドライン（別冊）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11801000/000957890.pdf>



申請の前提

- 社内の職業能力開発推進者の選任
- 社内の事業内職業能力開発計画の策定

①職業訓練実施計画届の提出

- 職業訓練実施計画届などの作成
- 訓練開始日から起算して1か月前までに「職業訓練実施計画届」と必要な書類を佐賀労働局へ提出（申請手続きは雇用保険適用事業所単位もしくは本社がまとめて行うことも可能）。

②訓練の実施

- 訓練時間10時間以上が要件
- 欠席や変更届未提出により、訓練時間が10時間に満たない場合は対象外になりますのでご注意ください。

③支給申請書の提出

- **訓練終了日の翌日から2か月以内に申請**
- 事業主が経費をすべて支払い済みである必要があります。

④助成金の支給決定または不支給決定